

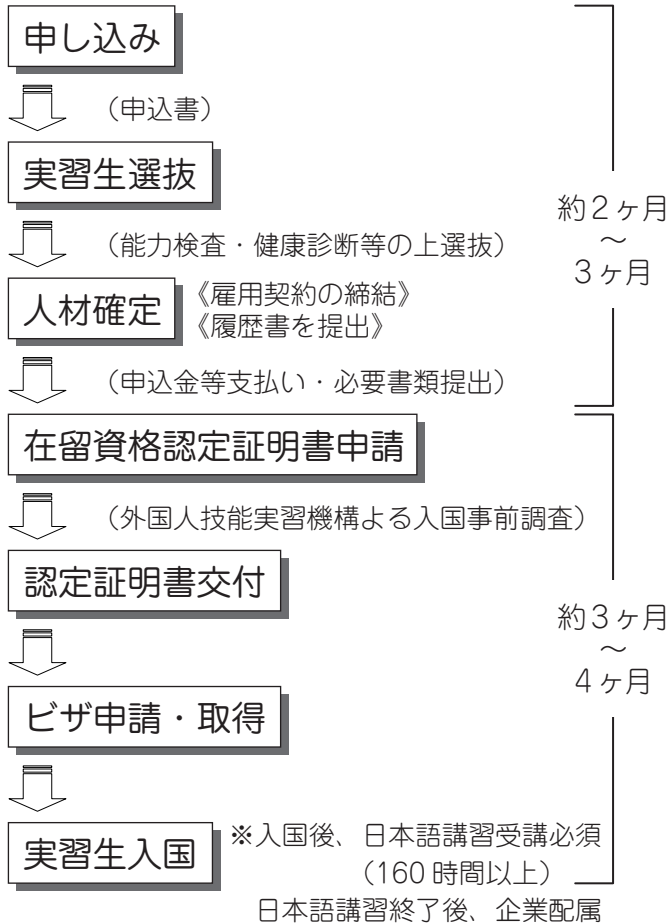
# 外国人技能実習生受入れ制度

## ～ 国際的人材育成活動 ～

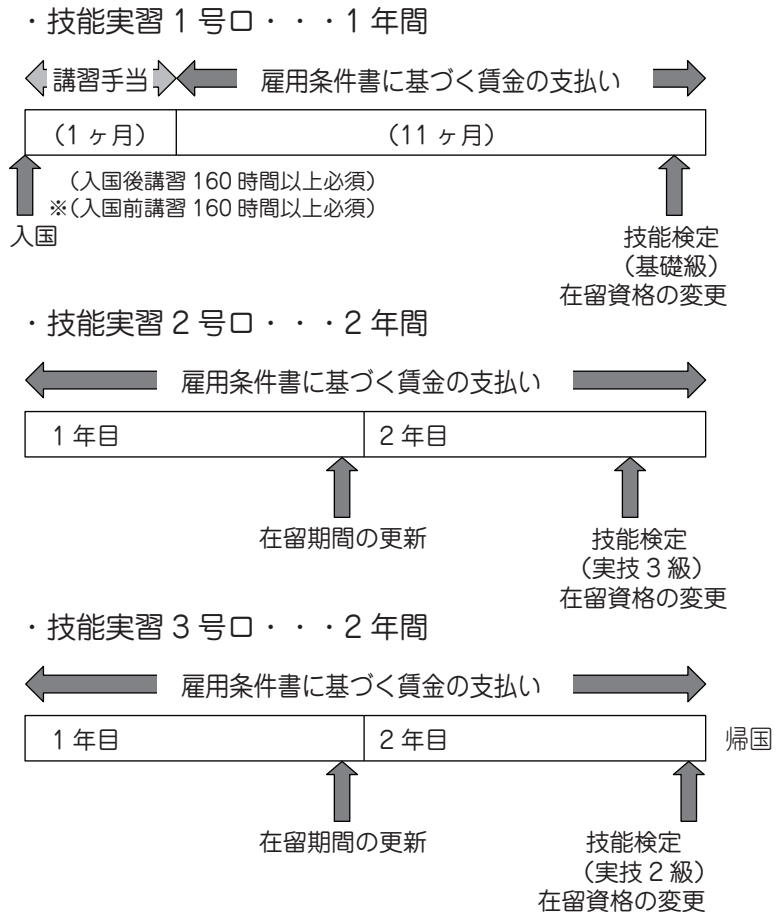
当組合では「国際的な人材育成」を目的とし現在、ベトナム・インドネシア・中国・フィリピン・ミャンマー・カンボジア等の協力により技能実習生の受入れ事業を行っています。

勤勉といわれる東南アジア諸国の外国人実習生に貴社の技能実習を通じて、より実践的な技術・技能をご指導頂くと共に、国際化にお役立ていただければと存じます。

### 技能実習生受入れの流れ



### 期間 (条件付きで最大5年)



#### 【受入れ企業に関する条件】

- 受入れを行う企業にも次の条件などを満たす必要があります。
  - ◎実習内容が同一の反復作業又は単純作業でないこと。
  - ◎受入れ企業で5年以上の経験を有する実習指導員の指導の下で行われる実習であること。及び生活指導員を置く必要があること。
  - ◎実習設備及び宿泊施設が確保されていること。
  - ◎実習実施計画書に基づき実習が実施されること。

#### 【受入れ可能人数】

常勤従業員数	30人以下	31～40人	41～50人	51～100人	101～200人	201～300人	301人以上
受入可能人数	3人	4人	5人	6人	10人	15人	5%

※優良基準適合者は、受入可能人数が2倍になります。

#### 【技能実習生の条件】

- 技能実習生として入国してくるには、一定の条件が必要となります。
- ◎18歳以上であること
- ◎実習終了後に母国に帰り、わが国で修得した技術・技能等を活かせる業務に就くことが予定されていること。
- ◎現地国の国・若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関から推薦を受けていること。

- ◆「外国人技能実習制度」は、諸外国の青壮年労働者を日本に受け入れ、概ね1年以内の期間に、日本の産業・職業上の技術・技能・知識の修得を支援することを内容とするものです。
- ◆「技能実習制度」は、最長5年の期間において、実習生が実習により習得した技術・技能・知識を雇用関係の下、より実践的かつ実務的に習熟することを内容とするものです。

お問い合わせはこちらまで

あたし協同組合

〒720-0004 広島県福山市御幸町中津原 1990-4  
TEL: 084-955-1366 FAX: 084-970-0036  
E-mail: info@atashi-corp.org